

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」

## を踏まえた貯金規定の改正予定について

日頃より当JAをご利用いただきありがとうございます。

金融庁より平成31年2月に公表された「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和元年10月1日より貯金規定の一部改正を行います。

規定改正後は、新規取引開始時にお取引目的やお客様に関する情報等を詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客様にも、お取引内容や状況に応じて、お取引目的や情報等を再度確認させていただく場合がございます。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 【対象となる貯金規定】

- |                  |                     |         |
|------------------|---------------------|---------|
| ○当座勘定規定（一般口）     | ○総合口座取引規定           | ○貯蓄貯金規定 |
| ○当座勘定規定（専用約束手形口） | ○総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 | ○子供貯金規定 |
| ○普通貯金規定          | ○普通貯金無利息型（決済用）規定    | ○営農貯金規定 |
| ○納税準備貯金規定        |                     |         |

## 【主な改正内容】

以下の下線部の条項を新設・追加いたします。普通貯金規定以外の規定においても同様の改正を行います。

## (1) 「取引の制限等」条項の新設（普通貯金規定より抜粋）

## 12. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めている場合があります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

## (2) 「解約」条項を一部追加（普通貯金規定より抜粋）

## 13. (解 約)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
- ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ⋮
- ④この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。